

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	19	開封日	平成27年11月2日
ご意見			
<p>東西コミセンの駐車場の白線が消えており駐車しずらいです。 また、西瀬コミセン建物周辺のクモの巣がひどいです。 使用させて頂いた日は使用前後で届く範囲清掃しておりますが、届かないところをお願い出来たらと思っております。</p> <p>(投函日 平成27年10月27日)</p>			
回答			
<p>ご指摘いただきましたコミセン関係について、お答えいたします。 まず、東西コミセン駐車場の件ですが、皆様にはご不便をかけて申し訳ありません。確かに白線が消えており、駐車しにくい状況であると認識しているところです。本格的な白線工事につきましては、予算措置が必要となりますので、今年度は応急的な線引きをしたいと考えております。ご利用される方には、しばらくの間ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>次に西瀬コミセンの件ですが、ご利用時に不快な思いをされたということで申し訳ありませんでした。ご指摘いただいたとおり玄関周りには樹木もたくさんあり、クモの巣も樹木や建物にたくさんあるようです。コミセンの清掃につきましては、コミセン職員がその都度清掃は行っているところですが、今後は建物周辺の清掃とクモの巣のチェックにも気を付けてまいりたいと考えております。</p> <p>より良い環境づくりに努めてまいりますので、今後とも社会教育事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>			

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	20	開封日	平成27年11月2日
ご 意 見			
<p>市役所内の組合事務所に、笹山市議の選挙ポスターが、市民が往来する廊下から良く見える位置に貼ってあるが、市役所内に選挙ポスターを貼ることは問題ないのでしょうか。</p> <p>仮に組合事務所だから問題ないとしたら、公共に施設内に市民が見える位置に選挙ポスターを貼ることは、公職選挙法には触れないのでしょうか。</p> <p>笹山議員は、行政書士の要職にも着かれていますようですが、倫理的にはとてもおかしいことだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(投函日 平成27年10月28日)</p>			
回 答			
<p>庁舎等の管理を行っております、契約管財課からお答えいたします。</p> <p>今回の御質問のポスターの実態を契約管財課では確認できませんでしたが、御指摘のポスターが庁舎内において、不特定多数の目に触れる状態であったのであれば、庁舎の管理上好ましくない状況と考えられますので、今後、同様な状態が確認できれば、適切に指導していきたく存じます。</p> <p>公職選挙法に関する御質問に対して、選挙管理委員会からお答えします。</p> <p>今回御質問のポスターの実態を選挙管理委員会で確認はできませんでしたが、御質問の内容から笹山市議会議員の氏名及び写真が表示されたポスターが組合事務所に掲示されていたと察します。</p> <p>公職選挙法では、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者又は公職にある者の氏名や氏名が類推されるような事項を表示する文書図画（ポスター等）を掲示する場合、一定の制限を規定してあります。</p> <p>仮に、現在も上記のポスターを組合事務所の内部に掲示している場合、その行為の態様すなわち時期、場所、方法等から総合的に判断しますが、外部の方に見せる目的をもって貼ったと認められる場合は、公職選挙法第129条（選挙運動の期間）及び同法第143条（文書図画の掲示）に違反するおそれがあります。この場合、選挙管理委員会が、公職選挙法第143条の規定に違反していると認めるときは、同法第147条（文書図画の撤去）の規定に基づき、あらかじめ、その旨を警察署に通報し、撤去させることができることとなっておりますので、適切に対応したいと存じます。</p> <p>以上お答えします。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございました。</p>			